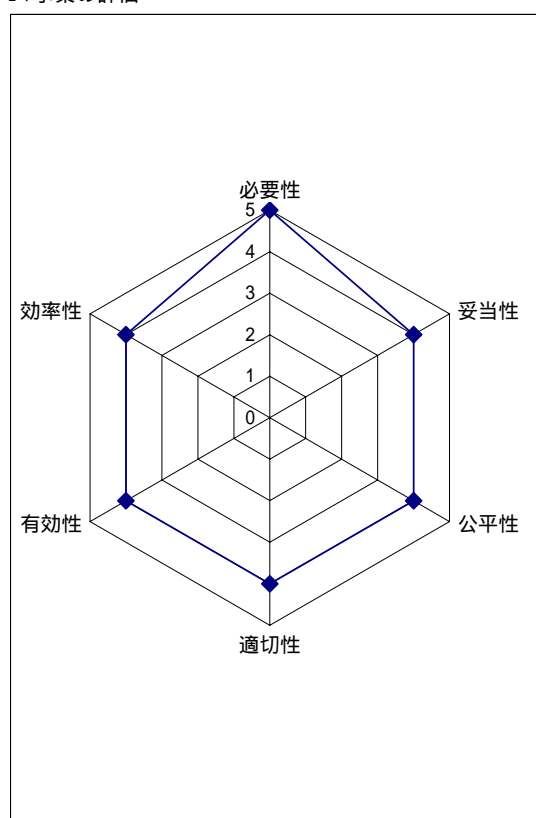


事務事業名	放課後児童健全育成事業	担当部局	市長部局 保健福祉部
基本目標	ともに生きる健やかな福祉社会づくり(健康・福祉)	担当課名	社会福祉課
施策体系	総合的な地域福祉のしくみづくり(児童福祉)	担当係名	児童福祉係
施策	子育て支援施設を充実する		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	市内5箇所の小学校区の学童クラブに運営を委託し、昼間保護者のいない児童に対し遊びの場を提供し、児童の健全育成を図る。		
事業の期間(開始/終了)	平成5年 4月 / 99年 月		
根拠法令、条例、規則など	児童福祉法第6条の2 結城市放課後児童健全育成事業実施要綱		
事業が対象としている人(モノ)	小学校に通学するおおむね低学年の児童		
具体的な活動内容	学童クラブの実施場所を確保する		
	学童クラブが対象児童を預かる		
	放課後等に安全な遊び場、交流を促進する。		
事業の成果	クラブ自体を新たに開設することはできなかったが、昼間保護者のいない家庭の児童を学童クラブで預かることにより、児童の健全育成に寄与した。		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	5 ますます必要性は高くなっている 少子化の進行や夫婦共働き家庭の増加による、昼間保護者が労働等に出ており、下校時家庭で独りきりになってしまう児童は、年々増加傾向にあると考えられる。そういった面から子育てをする環境への不安なども高まり、依然必要性は高い。
妥当性	4 法的な問題などがあり、行政が行うべき事業である 事業を実施することにより、保護者も安心して働きながら子どもを育てることができる。共働き家庭が一般化した時代のなかで、親が安心して子どもを育てながら働くことを支援し、子どもたちの豊かな放課後の生活を創ることは必要な事業である。
公平性	4 目的とした対象者に対しては、概ね広く便益を提供している 学童クラブは主に小学校低学年を対象としており、現在市内9小学校のうち5ヶ所の小学校で運営されている。今後設けが予定されている小学校もあり、対象児童も増加傾向にある。現在必要と思われる小学校には設置されており、受益者の偏りはないと思われる。
適切性	4 現在のやり方(手段)が一般的であり、特に問題はない 県内では公設公営と公設民営がほぼ二分している状況であり、公設民営では父母会や民間保育所に委託し実施している状況である。
有効性	4 概ね目標水準に達している 学童クラブの利用を希望する保護者は年々増加傾向にあるが、併せて利用児童数も増加しており、今後の場所や指導員の確保といった問題もあるが、事業の目的としては概ね良好に推移している。
効率性	4 効率は徐々に高まっている(コストは徐々に下げられている) 学童クラブの運営方法には各種形態があるなかで、小学校の空き教室を利用している、保護者会への委託ををし、公設民営として実施している。しかしながら、歳出における歳入の割合(国庫補助金の改正による減)が年々低下してきており、一般財源の割合が増加してきている。

総合評価	急速に少子化が進んでいる中、安心して子育てできる環境を整えていくことが重要である。現在市内には5箇所の小学校区において学童クラブが運営されているが、今後すべての小学校単位で学童クラブを設置できるよう事業を推進する。また、年々学童クラブ利用児童が増加していることにより、大規模化も進んでいることから、状況を見据えてよりよい児童の居場所づくりに取り組んでいく。
------	--

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	拡充(人・モノ・カネ等の拡充)	中長期的方向	拡充(人・モノ・カネ等の拡充)
	説明	次世代育成支援行動計画には、全小学校9校に学童クラブの設置することになっており、現在、1校で開設にむけて準備作業を進めている。子育てと就労の両立支援を推進するため、教育委員会で実施している居場所づくり事業との一体的な実施に向けて協議・指導していく。			
決定権者判断	決定内容	維持継続			
	説明	放課後の児童健全育成を図るため、本事業の未実施学校への設置を推進する。			